

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(平成一四年五月七日法律第三六号)

一、提案理由(平成一四年四月二日・衆議院安全保障委員会)

中谷国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明します。

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正を内容としたしておりまして、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編等、陸上、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編等並びに統合幕僚会議における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正の内容について御説明いたします。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編等及び情報保全隊の新編等に伴い、陸上自衛隊の自衛官の定数を四百五十四人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ十四人増加するとともに、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、統合幕僚会議の自衛官の定数を百三十五人増加させることを内容とするものであります。これにより、自衛官の定数は計二百九十一人削減されることとなります。

次に、自衛隊法の一部改正の内容について、その概要を御説明します。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を三人増加するものであります。

以上が、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告(平成一四年四月五日)

玉置一弥君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画で定められた新たな体制への移行の一環として、合理化、効率化、コンパクト化を一層進め、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、陸上自衛隊の自衛官の定数を四百五十四人削減し、海上自衛隊の自衛官の定数を十四人、航空自衛隊の自衛官の定数を十四人及び統合幕僚会議に所属する自衛官を百三十五人それぞれ増員して、自衛官定数の総計を二百九十一人削減し、二十五万八千二百九十人に改めるとともに、即応予備自衛官の員数を三人増員して、五千七百二十六

人に改めようとするものであります。

本案は、去る三月二十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、去る四月二日中谷防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨四日質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一四年四月二四日）

武見敬三君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進め、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編、陸上、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設、情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更しようとするものであります。

委員会におきましては、本改正による自衛隊改編の概要、新編される情報保全隊と現行の調査隊との任務の違い、即応予備自衛官制度の整備・運用状況、本改正に伴う自衛官定数の削減と有事法制との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。